

# 大山崎町教育委員会議事録

—令和5年 教育委員会 11月定例会—

大山崎町教育委員会

## 令和5年 教育委員会11月定例会 議事録

1. 日 時 令和5年11月29日(水)  
開会 午前10時 閉会 午前10時41分
2. 場 所 大山崎町役場 3階 中会議室
3. 議 事  
日程第1 前回会議録の承認について  
日程第2 諸報告について  
日程第3 その他
4. 出席委員  
教 育 長 馬 場 信 行  
教育長職務代理者 吉 川 栄 一  
委 員 南 顕 融  
委 員 宮 本 佳 子  
委 員 淵 田 瑞 希
5. 欠席委員  
なし
6. 事務局  
学校教育課長、生涯学習課長兼文化芸術課係リーダー、生涯学習課担当課長兼中央公民館長、生涯学習課参事兼歴史資料館長、学校教育課主幹兼学校教育係リーダー(書記)、生涯学習課生涯学習課生涯学習・スポーツ振興係リーダー、体育館館長
7. 傍聴者  
なし

## 会 議 内 容

教育長

おはようございます。

委員の皆様には、公私ともにお忙しい中、定例会にご出席賜りまして、ありがとうございます。

また、日頃より本町の教育活動にご指導ご尽力賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

今は二十四節季では小雪にあたる時期で、まだ冬本番には及びませんが、山には雪が降り始め、時々春を思わせるような陽気の日もございます。

旧暦では、小雪にあたる時期を小春と呼んでいたようで、その呼び名のとおり暖かい日が時折やってくる時を小春日和と呼んでおります。

本日の新聞記事の中で気になる内容が掲載されておりました。

文部科学省の令和 4 年度の調査で児童生徒の視力が過去最も悪いとありました。視力 1.0 以下が小学生では 37.88%（小学 1 年生 23.20%、小学 6 年生 53.19%）、中学生では 61.23%、高校生では 71.56%とありました。

原因としては、スマートフォンやデジタル端末をつかう時間が増えてきたためではないかとありました。

このことについては、色々と考えていかないといけないと思います。

また、肥満の数値も過去最高となっており、虫歯は過去最少となっているというのが特徴的でした。

それではただ今から、令和 5 年大山崎町教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりです。

では、日程に入ります。

日程第 1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第 2、諸報告を行います。

まず、私から報告いたします。

**【教育長諸報告事項について説明（資料のとおり）】**

次に、各所管課分の報告をお願いいたします。

事務局 【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】

事務局 【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】

教育長 ありがとうございます。  
ただ今の報告で、委員の皆様から質疑等がございましたらご発言ください。

質疑もないようですので、これで諸報告を終了します。

次に、日程第3、その他を議題とします。

まず、事務局から、その他報告事項があるようですので、説明をお願いします。

事務局 それでは、私からはコミュニティ・スクールの導入につきまして、ご説明いたします。

本町では、各小中学校におきまして令和6年度からコミュニティ・スクールの導入しようとしていることから、その状況についてご説明いたします。

まず、コミュニティ・スクールの概要について、ご説明いたします。

グローバル化や情報化、技術革新など、急激な社会の変化は、子ども達を取り巻く環境の変化だけでなく、学校が抱える課題の複雑化、多様化も生み出しています。このような子ども達を取り巻く環境も含めた複雑かつ多様な課題は、学校だけではもはや解決することはできず、学校や地域、関係機関が一体となって「社会総掛かりでの教育」による取組みが不可欠となっています。その教育の実現のために考えられたのが「コミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）」です。

また、この「コミュニティ・スクール」については、平成29年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がなされ、導入が努力義務化されたことで、より一層、学校と地域が連携を深めることができる仕組みとして各学校での取組みが求められています。

コミュニティ・スクールの導入状況につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、コミュニティ・スクールについてになりますが、子ども達を取り巻く環境が大きく変化する中、これからの予測困難な社会を生きる力を子ども達にはぐくむためには、学校だけでなく、地域全体で子どもの成長を支える仕組みが必要です。その視点は、新しい学習指導要領においても、基本的な理念とし

て「社会に開かれた教育課程」の実現という形で示されています。

そこで、学校や保護者、地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、「地域とともにある学校」への転換を図るために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）」が有効な仕組みのひとつと考えられ、その導入が推進されています。

「コミュニティ・スクール」を導入するには、学校内に「学校運営協議会」を設置する必要があり、その設置の決定や運営委員の委嘱は、その学校を所管する教育委員会が行うこととなります。

また、「コミュニティ・スクール」が目指す「協働型」地域連携の実現に向けて、学校運営協議会には主に3つ役割があるとされています。それは、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる、の3つです。

この学校運営協議会の中では、学校、保護者、地域住民等がともに意見を出し合いながら「どのような子どもを育てたいのか」、「何を実現したいのか」という目標・ビジョンを共有し、それぞれの役割の中で何ができるかを分担し、取り組んで行く協働活動を実現することを目指します。

以上が、コミュニティ・スクールの概要でございます。

本町では、コミュニティ・スクールの導入にあたり、現在の学校評議員制度を学校運営協議会にスライドさせる方法を考えております。

学校評議員制度と学校運営協議会の違いにつきましては、これまで保護者や地域住民等から意見をもらう仕組みとして「学校関係者評価」や「学校評議員制度」があり、開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきました。しかし、これらは、校長の求めに応じて個々に意見を述べてきた仕組みであり、複数の構成員の合議によって、その意思を決定する「合議体」としての意見ではありません。

「学校運営協議会制度」は、校長の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「合議体」として、意見を述べるようになるということが大きな違いです。

次に、コミュニティ・スクールに係る導入状況について、ご説明いたします。

全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数は15,221校であり導入率は42.9%であります。

コミュニティ・スクールを導入している自治体数は1,213自治体（66.9%）となっております。

府内の導入状況については、組合を含めると 26 自治体中 20 自治体が導入済みとなっております。

本町では、この間、コミュニティ・スクールの導入につきまして、検討を重ねてまいりました。

また、学校運営会議会の開始については、規則を制定する必要がございます、そちらの方も検討を進めているところであります。

今後も学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組むことが出来るよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

学校教育課からは以上であります。

教育長

ありがとうございました。

ただ今の報告等で各委員からの質疑等はございますか。

委員

複数校でできるとなっていることから、例えば、小中学校で1つの運営協議会による実施か、学校単独での実施か、どちらでお考えですか。

事務局

各校ごとに運営協議会を設置して、始めたいと考えています。

委員

学校の運営の決定権はどちらにあるのですか。今年度はどう運営していくのかという報告をするのか、運営そのものが学校長権限で示すことができないのか。

事務局

学校長は学校運営の方向性を運営協議会に示した中で、承認をいただくということになります。

委員

運営協議会の中で、否決された場合は、できないということになるのですか。

事務局

そういう場面は想定される可能性はありますが、どこまで方針を示して承認をもらうのかというところにもなっております。

委員

例えば、学校運営で何か問題が起こった場合は、学校長が責任を負うこととなりますが、そのあたりはどうなるのですか。

事務局

従来どおり、学校長が責任を負うこととなります。

委員

決定権限はないのに、責任は学校長になるのですか。

- 事務局                    そのこの切り分けはあると認識しております。あくまでも学校運営方針に関する承認ですので、個々のケースについては学校長が責任を負うことになると考えております。
- 委員                        運営方針でこのように今年度このようにしたいと示したが、結果として修正することになり、それに関連して個々の問題が生じた場合にも学校長が責任を負うことに矛盾を感じます。
- 事務局                    運営協議会は、年1回開催するという訳ではありませんので、逐次開催して行く中で、修正していくことになると考えています。
- 委員                        現在の学校評議員さんが、段階的に発展させながら、学校運営協議会にスムーズに移行していくことも一つの方法であると思います。もし、移行しない場合については、学校評議員さんは従前通りおられて、運営協議会の委員さんもらっしゃるといことになるのでしょうか。
- 事務局                    現在の学校評議員制度を運営協議会制度にスライドさせるかたちで、コミュニティ・スクールを開始したいと考えておりますので、制度が併存するものではありません。
- 委員                        学校評議員制度は、学校の意見を聞くだけのものなので、今まで学校の運営の取捨選択は学校長に任せられていたと思います。
- それが、学校長の考えだけでは弊害がある場合も起こってきたので、地域の声を何とか取り入れたいという思いから、国の方から新たな制度として運営協議会制度ができてきたと思います。
- これについては、国からは目標として示されていたものが、義務的にやることになってきていると思います。
- 先進地から色々なノウハウを踏襲していただいて、新たな制度を進めて行かれたらと思います。
- 委員                        私は基本的には、反対ではないです。現役時代に、実際子どもたちのために活性化した学校や形式的なものに留まって、衰退している学校があります。
- また、学校の主体性が保障されるのかを色々な観点から危惧しています。
- 事務局                    運営協議会制度の委員になられた方も単に意見を発言されるだけでなく、建設的なご意見をいただけたらと考えています。

教育長 実施時期については、いつ頃考えていますか。

事務局 令和6年4月を目途に始めたいと考えています。学校の準備の関係もありますので、時期を後ろにずらすことも考えられるとは思いますが。

学校評議員については、例年12月から2月にかけて学校に推薦を依頼しておりますので、依頼する際に令和6年度からは評議員から運営協議会の委員にスライドするかたちでお引き受けいただきたい旨のご案内をさせていただこうと考えております。

委員 学校評議員さんに移行するというお話ですが、今の段階で運営協議会のメンバーは毎年変わっていきますか。

事務局 今後、運営協議会規則で定めることとなりますが、2年間の任期を予定しております。

教育長 定員は何人か、決まっているのですか。

事務局 今後、運営協議会規則で定めることとなりますが、10名以内を予定しております。必要に応じて任命するということを想定しております。

教育長 他のご発言がありましたら、お願いします。

事務局 今回3つの要綱について、私の方から一括してご説明させていただきたいと考えております。

本年6月に開催されました大山崎町議会第2回定例会では、新しい学童クラブを望む保護者一同との団体から「学童保育の現状と保護者としての請願書」が提出されたところでございます。

請願の内容といたしましては、現在の放課後児童クラブに対する要望と合わせて民間の放課後児童クラブの誘致の記載があり、議会におかれましては、一部の議会の議員が留保される中、全員賛成により採択されたところでございます。

現状の公設・公営の放課後児童クラブのみで運営していく場合には、既存の条例に基づき運営していることから必要とはなりません。社会福祉法人等の他の団体や民間事業者が放課後児童クラブを町内で運営施設整備等を行うにあたり、国や府などから補助金の交付を受けようとする場合には、今回ご報告させていただいております3つの要綱を制定する必要があるものであり、今回お示しさせていただいたところであります。

(制度を予定している要綱名称)



- ・大山崎町放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱
- ・大山崎町民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱
- ・大山崎町放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

私からは、以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただ今の報告等で各委員からの質疑等はございますか。

他にございませんでしょうか。

ないようですので、以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年大山崎町教育委員会11月定例会を閉会いたします。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年11月29日

教 育 長 署 名 \_\_\_\_\_

教育長職務代理者 署 名 \_\_\_\_\_

委 員 署 名 \_\_\_\_\_

委 員 署 名 \_\_\_\_\_

委 員 署 名 \_\_\_\_\_

書 記 署 名 \_\_\_\_\_